

令和元年7月2日

保護者各位

県立八重山農林高等学校
校長 山城 聡
(公印省略)

台風襲来に伴う暴風（特別）警報発令時の登校等について（周知）

みだしの件につきまして、下記のとおり周知いたします。暴風（特別）警報が発令された場合、また解除された場合には、以下の内容に基づき、かつ安全を確保したうえでの登校が図られますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 暴風警報発令に伴う生徒の臨時休業の取扱いについて

- (1) 暴風（特別）警報が八重山地方に発令された場合、臨時休業となる。
※ 警報の発令は、気象庁HP、テレビ・ラジオ等の報道で確認すること。
- (2) 登校後、暴風（特別）警報が発表された場合には、速やかに臨時休業となる。但し、暴風（特別）警報が発表前でも当該区域の状況に応じ、校長の判断により臨時休業となる場合がある。

2 臨時休業の周知について

- (1) 県教育委員会ホームページに当該区域の臨時休業を掲載する。
- (2) 本校ホームページに臨時休業を掲載し、学校PTAメールにて通知する。
- (3) 県教育委員会によるテレビ・ラジオ等を通じた臨時休業情報を確認する。なお、「警報解除に伴う登校」は下記3で確認すること。

3 警報解除に伴う登校について

- (1) 暴風（特別）警報が解除された場合は、自宅及び通学経路の安全を確認しつつ、登校するものとする。この場合原則として解除後より始業するものとし、その目安を次のようにする。

6：45までに解除になった場合は、平常通りの授業 6：45～9：00までに解除になった場合は、3校時より授業 9：00～12：00までに解除になった場合は、5校時より授業

- (2) 暴風（特別）警報の解除が、12時以降に行われた場合、引き続き臨時休業となる。
- (3) 校長は非常変災その他急迫の事情があるときは、休業の処置をとることがある。

4 生徒の安全確保について

- (1) 登校前の注意
テレビやラジオ等で台風情報について確認する。
- (2) 暴風（特別）警報発令後及び解除後の登下校の注意
通学路の安全確認を十分に行い、風雨が強い場合、落下物や足下等に十分気をつける。
また、車両などに注意を払い、交通事故にも気をつける。
- (3) 台風で休校の場合は、自宅待機とする。決して屋外に出歩かず、特に海岸には、絶対に行かないこと。
- (4) 石垣島周辺離島へ帰島した生徒については、航路・空路が再開次第、すみやかに戻ること。